

### 第53号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和31年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「の諮問に関する」を「が必要と認める」に改め、同号を同項第3号とする。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（育英資金検討委員会）

第12条 本条例に基づく貸付又は助成に関し、持続可能性を確保しつつ、区民のニーズに沿った、利用しやすい制度について検討するため、区長の附属機関として足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。

（1）学資金の貸付制度に関すること。

（2）学資金の助成制度に関すること。

（3）その他区長が必要と認めた事項

3 委員会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区育英資金検討委員会	日額 18,000円
--------------	------------

(提案理由)

足立区育英資金検討委員会を設置するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。